

# 実地指導における指摘事例

就労移行支援・就労継続支援A型・B型 編

神戸市福祉局監査指導部





# 目次

Agenda

01 運営基準について（就労系共通）

02 報酬算定・請求について

# (1) 施設外支援・施設外就労・在宅利用支援



施設外支援・施設外就労・在宅利用支援を実施している事業所は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日障障発第0402001号)」で算定要件をよくご確認ください。

## 施設外就労の指摘事例

- ✓ 施設外就労に随行する従業者が、報酬算定上必要とされる人数の職員が配置されていなかった。(サビ管・管理者・賃金向上達成指導員・目標工賃達成指導員の配置は不可)
- ✓ 施設外就労を含めた個別支援計画の事前作成や、就労能力・工賃(賃金)の向上及び一般就労への移行に資すると認められることの記載がなかった。
- ✓ 企業から請け負った作業を当該企業内で行っていたが、施設外就労ではなく、施設外支援として扱っていた。
- ✓ 施設外就労実施報告書を本市に提出していなかった。(令和6年度からは提出義務はなくなりますが、事業所内において、実施状況が分かる資料を作成・保管してください。)
- ✓ 施設外就労先の企業との請負契約書がなかった、または不備があった。

# (1) 施設外支援・施設外就労・在宅利用支援

## 施設外支援の指摘事例

- ✓ 運営規程に施設外支援の内容が明記されていなかった。
- ✓ 個別支援計画の内容について1週間に1回以上、必要な見直しが行われていなかった。  
(令和6年度から作成期間を1月に1回以上に変更されます。)
- ✓ 実習先の企業又は利用者からの聞き取りによる日報が作成されていなかった。
- ✓ 業務請負契約に基づく作業を施設外支援として取り扱っていた。

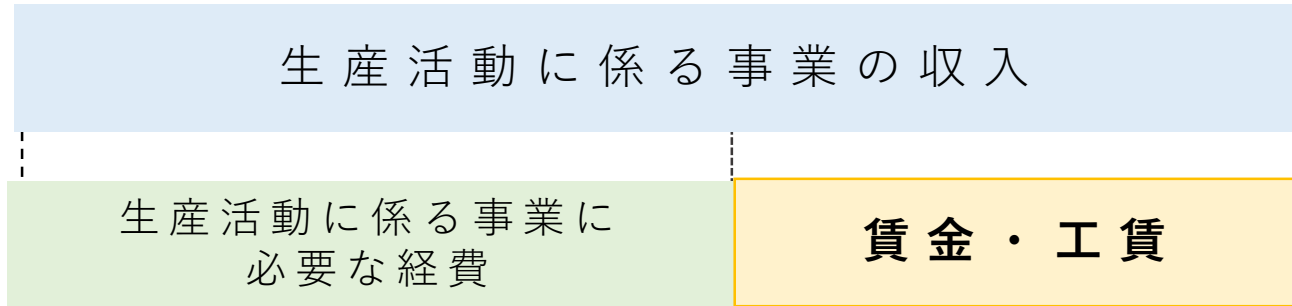
## 在宅利用支援の指摘事例

- ✓ 運営規程に在宅利用者が行う訓練内容及び支援内容が明記されていなかった。
- ✓ 1日2回の連絡による助言又は進捗状況の確認、日報が作成されていなかった。
- ✓ 1週間に1回の評価等の記録が作成されていなかった。
- ✓ 月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者の通所による、訓練目標の達成度の評価等の実施の記録が作成されていなかった。

## (2) 賃金・工賃の支払等の注意点



- ▶ 賃金・工賃は、「生産活動に係る事業の収入」から「生産活動に係る事業に必要な経費」を控除した額に相当する金額を支払うこと。



- ▶ 利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないこと。
- ▶ 令和6年4月からは、就労継続支援B型についても「工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない」となります。

### 賃金・工賃の支払 指摘事例

- ✓ 生産活動に係る事業の収入を大きく超える額の賃金・工賃を支払っていた。
- ✓ 同一作業において利用者の技能・能力に応じて工賃に差が設けられていた。
- ✓ 工賃を決定する基準（工賃規定など）が定められていなかった。



# 目次

Agenda

01 運営基準について（就労系共通）

02 報酬算定・請求について

# (1) スコア表の公表と報告 (就労継続支援A型)



- スコア表を障害福祉サービス等検索ウェブサイト ([WAM NET](https://www.wam-net.jp/)) で公表することは義務です。これに加え事業所のHP等による公表も可能な限り実施してください。
- スコア表を公表していない場合や神戸市に報告していない場合は**減算の対象**になります。
- 神戸市への報告の方法については、別途通知します。

※ 令和6年度から、各評価項目の得点配分が見直されます。詳しくは厚労省HP「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)) 内の資料をご確認ください。

※ WAM NETについては、「事業所が行う届出」の資料をご確認ください。

# (1) スコア表の注意点・指摘事例

スコアの算定要件を満たさず、スコアの合計点が下がり報酬区分が変わることが判明した場合は、**過誤返還の対象**となります。以下はあくまで一例であり、**他多数の指摘実績があります。**

## 『スコア表(Ⅲ)多様な働き方』の指摘事例

- ✓ 就業規則等に定める必要がある項目について、規定がないにも関わらず算定していた。
- ✓ 資格の取得等や在宅勤務、フレックス制、短時間勤務、時差出勤の項目について、実績があったとされる利用者の個別支援計画に、当該制度を利用することが位置づけられていなかった。

## 『スコア表(Ⅳ)支援力向上』の指摘事例

- ✓ 内部研修会の要件を満たしていなかった  
(外部専門家が講師でなかった、虐待防止研修を内部研修会の実績としていた等)
- ✓ 学生の実習受け入れを、視察・実習の受け入れの実績としていた。
- ✓ 人事評価制度について、就業規則等に客観的な評価基準・昇給条件が明記されていなかった。
- ✓ 通常の営業活動を販路拡大の商談会等への参加の実績としていた。



## (2) 基本報酬・加算の指摘事例



### 基本報酬の指摘事例

- ✓ 本市に届け出ている報酬区分と異なる区分で報酬請求が行われていた。（共通）
  - ✓ 前年度の平均工賃が報酬区分の要件を満たしていないにもかかわらず、誤った報酬区分で請求が行われていた。（就B）
- ※ 令和6年度から、平均工賃月額の見直し方法が変更されます。「6. 就労系サービス」の資料をご確認ください。

### 賃金向上達成指導員配置加算の指摘事例(就A)

- ✓ 賃金向上計画（又は経営改善計画）を作成していなかった。
- ✓ 賃金向上達成指導員を常勤換算で1以上配置していなかった。

### 目標工賃達成指導員配置加算の指摘事例(就B)

- ✓ 目標工賃達成指導員を常勤換算で1以上配置していなかった。